

地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

概要

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。

こうした観点から、各都道府県は、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、「地域医療構想」として策定しています。

その上で、各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、医療機関の機能分化・連携に向けた議論・調整を行っています。

近畿厚生局では、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理、地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加、厚生労働省医政局と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整など、地域医療構想の達成に向けた取組みの推進に関する業務を行っています。

令和4年10月1日からは、医療機関の開設者が地域医療構想の達成のため策定する2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（再編計画）の認定及び当該再編計画に基づき取得した不動産（土地、建物）に係る登録免許税の軽減措置を受けるための証明書（租税特別措置法適用証明書）の発行を行っています。

地域医療構想について

